

○厚生労働省告示第二百二十九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外
のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる入所給付決定に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入所給付決定に係る障害児の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千元
二	前項に掲げる者以外の者	二万五千元